

# Parent's Notice of Procedural Safeguards

## 法的手続きに組み込まれた保護措置についての親御さんへのお知らせ (JAPANESE)

お父さん、お母さん方へ:

あなたの息子さんまたは娘さん（あなたの生徒）が現在特殊支援サービスを受けている、またはその対象となるかどうかを評価するよう委託されているので、この法的手続きに組み込まれた保護措置に関するお知らせを差し上げています。あなたのお子さんが特殊教育の対象資格者である場合、学校区は頭文字を取って通常 **FAPE** と呼ばれる適切な公教育を無料で提供しなければなりません。**FAPE** を提供するため、学校区はあなたと協力して活動しなければなりません。**IEP** チームはあなたのお子さんの特別なニーズを考えお子さんのための個別教育プログラム（**IEP**）を作成しますが、あなたもその **IEP** チームのメンバーとなります。**IEP** はお子さんに固有のニーズに合わせて作られ、お子さんが意味のある教育上の進歩を遂げることを可能にし、知識や技能の獲得を補助するのに十分な支援サービスが含まれていなければなりません。そして、そのような知識や技能には年齢や発達段階に応じた社会的情緒的成長に必要なものも含まれます。あなたのお子さんに必要と認められた特殊教育サービスはいかなるものもあなたの出費を伴わない公費で提供されなければなりません。マサチューセッツ州の公立学校で学ぶすべての生徒は、障害を持つ生徒も含め、マサチューセッツ州のカリキュラムによる学習基準に準じた教材を学ぶ機会を持つ権利があります。マサチューセッツ州はまた州内に住む障害を持つ生徒で個人の費用負担で私立学校に学んでいる者や公共の特殊教育サービスを求めている者にも **FAPE** に対する権利を与えています。

州法と連邦法 [State and federal laws](#) はともに、ある生徒が特殊教育の対象となるかどうか決定する際、またもし対象となるならばどんなサービスがその生徒が受けるのかを決める際に学校区が守らなければならない規則を定めています。これらの法律はまた生徒が特殊教育を受ける有資格者である全期間を通じて間違いなく **FAPE** を受けることができるよう詳細な法的手続きを規定しています。特殊教育は非常に多くの部分からなる規定の多い教育法の分野です。法律の細かい規定はお子さんを守るためであり、お子さんが適切な教育サービスを受けることを確実にするためなのです。特殊教育のプロセスを理解するためのさらなる援助はお子さんの学校のガイダンス・オフィスやマサチューセッツ州初等中等教育局（**the Massachusetts Department of Elementary and Secondary Education**、**ESE**）、障害を持つ子供の親たちのための各組織、私立の各特殊教育組織から得ることができます。それらのリソースからの情報はお子さんが適切な教育サービスを受けられようあなたが学校区と協力していくのに助けとなるでしょう。

親は子供の特殊教育プラン立案に参加する権利を持っています。このお知らせにはそのことに関する重要な事柄が書かれています。法的手続きに組み込まれた保護措置は、学校区が何をすることを提案しているのかを知ること（予告を受け取る）、学校区の計画に同意すること（親の同意を与える）、学校区との不都合点を合意に持つための一連の機会を持つこと（法的手続き）を確実にあなたに知らせるための明確な規則です。法律に組み込まれた手続き上の保護措置はそのほかにもこのお知らせに概略してあるような保護も与えています。

われわれはあなたがお子さんの教育に積極的な役割を果たすについて、このお知らせが助けとなるよう望んでいます。

この文書、「法的手続きに組み込まれた保護措置に関する親御さんへのお知らせ」は次のような疑問に答えます：

1. 「文書による事前通知」とは何か、どんなときそれを受け取るのか？  
[What is “prior written notice” and when do you receive it?](#) ..... Page 2
2. 「親の同意」とは何か、どんなとき学校区は親の同意を得なければならないのか？  
[What is “parental consent” and when must the school district ask for your consent?](#) Page 3
3. 「独自教育評価」とは何か？  
[What is an “independent educational evaluation”?](#)..... Page 5
4. 子供の生徒学業記録はいつ見ることができるのか？  
[When can you see your student's student records ?](#)..... Page 6
5. 親と学校は意見の相違をどのようにして解決するのか？  
[How can parents and schools resolve disputes?](#)..... Page 6
6. 子供を私立学校に入れたときの親の責任は何か？  
[What are your responsibilities if you place your student in a private school?](#)..... Page 11
7. ハイスクール卒業後のことについてどんなことをしなければならないか？  
[What must be done to plan for your student's transition from school?](#)..... Page 11
8. 障害を持つ生徒への校則による懲罰はどのようなになるのか？  
[How may a school discipline a student with a disability?](#) ..... Page 12
9. 法律や規則その他の有用な情報はどこで入手できるのか？  
[Where can the laws and regulations and other useful information be found?](#)..... Page 13

お子さんが特殊教育を受ける有資格者であると認定された場合、あなたは少なくとも年に一回このお知らせを受け取ります。また、あなたはいつでもコピーを学校区やESEに請求することができます。この文書はウェブサイト<http://www.doe.mass.edu/sped/prb>でも入手可能です。

## 1. 文書による事前通知とは何か、どんなときそれを受け取るのか？

**34 CFR §300.503**

あなたのお子さんの状況を認定するための諸措置を取る、お子さんの評価をする、お子さんに特殊教育サービスを与える、お子さんの教育プログラムを変更する、これらのうちのひとつを学校区が提案または拒否するとき、学校区はあなたに文書による事前通知をしなければなりません。連邦規則はこれを「事前文書通知」と呼んでいます。文書通知には：

- 学校区が**何を**提案または拒否しているのかが詳しく記述され；
- 学校区が**なぜ**それをするを提案または拒否するのかの理由が説明され；
- **どのようにして**学校区がそれを提案または拒否するにいたったかが、個々の評価法やテスト、記録あるいは学校区が決定を下すのに使ったレポートについて述べることを含めて記述され；そして
- お子さんの個別教育プログラム（IEP）チームが考慮した他のオプションとなぜそれらを選ばなかったかの理由が書かれていなければなりません。

学校区はこの情報を ESE が作った書式であなたにお知らせします。それは ESE のウェブサイトです。あるいは同じ情報を含む学校区独自の書式であなたにお知らせします。

あなたは次のようなときに文書による事前通知を受け取ります：学校区が初めて評価を行うよう提案するとき、または再評価を提案するとき；新しい IEP を作成するとき、または IEP を修正するとき；プレースメント（どこに配属するか）を変更するとき、これには懲罰としてプレースメントを変更する場合も含まれます；特殊教育サービスの終了を提案するとき。

あなたは次のようなときにも通知を受け取ります：学校区が特殊教育サービスの必要性を認めないとき；お子さんに対する評価や特殊教育の項目に関するあなたからの要求を拒否するとき。

学校区からの通知は、あきらかに実現不可能でない限り、あなたの母国語かあるいはあなたがコミュニケーションする際に使う方法で与えられなければなりません。あなたの母国語あるいはコミュニケーションの方法が表記法を持たない言語である場合、学校区は学校からの通知が確実にあなたに口頭か他の手段（例えば、手話）で通訳されるように、そしてあなたが通知の内容を確かに理解できるようにしなければなりません。

あなたに文書による事前通知が渡されるときには、この法的手続きに組み込まれた保護措置に関するお知らせも渡されるでしょう。あるいは、もしあなたがすでに今年度このお知らせを受け取っているならば、お知らせをもう一部入手する方法が伝えられるでしょう。さらに、あなたが連邦法や州法の特殊教育に関する法律を理解しようとして助けが要るとき、協力してくれる人の連絡先も与えられるでしょう。

## 2. 「親の同意」とは何か

34 CFR §300.9 AND 603  
CMR 28.07 (1)

学校区は、あなたが同意し書面で「親の同意」を与えない限り、お子さんに特別なテストや特別なサービスを与えられません。学校区はあなたのお子さんに対して何をすることが提案されているのか明確に説明し、同意書に署名してあなたが学校からの提案に同意したことを示すよう依頼しなくてはなりません。これが「親の同意」を与えるということです。

あなたの同意は自由意志によるもので、いつでも撤回することができます。しかしながら、同意を撤回した場合、撤回は学校区のそれ以後の活動にのみ適用され、すでになされたことに対しては適用されません。あなたがあるひとつのサービスまたは活動に対して同意の撤回をしたとき、学校区はそれをあなたやお子さんに対する他のサービスや利益、活動を停止する理由として使うことはできません。

学校区は次のようなときにはあなたの同意を必要としません：すでにあるデータをお子さんの評価または再評価の一部として使うとき；お子さんに MCAS テストのような同意なしですべての生徒が受けるテストや通常の教育プログラムの一部として行うクラステストを受けさせるとき；合衆国あるいは州の教育局と情報を共有するとき。

### 2.1 どんなとき学校区は親の同意を求めるのか？

34 CFR §300.300 AND  
603 CMR 28.07(1)

学校区は次のような場合にあなたに親としての同意を求めます：

#### 生徒が特殊教育の有資格者であるかを判定するための資格評価を正当なものとするため

学校区はあなたのお子さんが特殊教育や関連したサービスを受ける資格があるかどうか判定する資格評価をあなたの同意なしに行うことはできません。お子さんが評価されるよう言われたとき、学校区は5学校日以内に評価についてのあなたの同意を求めなければなりません。

## 最初のサービスを承認するため

資格評価がすべてなされたあと、個別教育プログラム（IEP）チームはお子さんが特殊教育の有資格者であることを決定し、お子さんのための特殊教育と関連したサービスを提案します。あなたは学校区が最初にお子さんに特殊教育や関連したサービスを提供する前に同意を与えなければなりません。もしあなたが同意しなかった場合、学校区はあなたのお子さんに特殊教育や関連したサービスを提供することができません。あなたは提案の全体に対して同意あるいは拒否をすることができますし、その一部に対して同意あるいは拒否をすることもできます。あなたが同意したIEPあるいはその一部分はあなたが同意し次第すぐに開始されなければなりません。

## サービスやプレースメントの変更、再評価をするため

あなたがいったんお子さんのIEPに賛成したあとでは、学校区はお子さんへのサービスやプレースメントの変更をする前に、あるいは再評価を行う前にあなたの同意を得なければなりません。あなたが同意を与えることを拒否した場合、意見の不一致を解消するための積極的な話し合いに臨む義務が生じます。あなたと学校区が合意に達せず、お子さんが無料かつ適切な公教育（FAPE）から排除されたと学校区が判断した場合、学校区はあなたの同意なしに教育サービスを与える、あるいは再評価をする権限を得るため特殊教育上訴局（the Bureau of Special Education Appeals, BSEA）での聴聞会を要請しなければなりません。

## IEPチームのメンバーがチームミーティングに欠席することを了承するため

IEPチームのメンバーは、ミーティングに先立ってあなたが書面で同意すれば、チームミーティング欠席を承認されます。チームが欠席したメンバーの専門分野について議論している場合、欠席するメンバーはチームミーティングの前に自分の考えや情報を文書で提供しなければなりません。あなたが欠席を認めない場合は、そのチームメンバーはIEPチームミーティングに出席しなければなりません。

## 2.2 どのようなとき生徒に同意が求められるのか？

**34 CFR §300.520 AND  
603 CMR 28.07 (5)**

マサチューセッツ州法の下では生徒は 18 歳の誕生日をもって成人に達したとされます。したがって、**生徒が 18 歳になったとき**には、あなたが親として持っていたすべての決定権は成人となった子に移ります。ただし、裁判所が生徒の法的保護者を指名した場合、本人が書面で決定権をあなたと共有したい、あるいは教育プログラムについて決定する権限を引き続きあなたに持っていてもらいたいと表明した場合はこの限りではありません。学校区はあなたとあなたのお子さんとの権利移行が与える影響をお子さんの 18 歳の誕生日の少なくとも一年以上前に話し合わなくてはなりません。障害を持った成人の生徒の親として、あなたは学校から必要なすべてのお知らせを受け取れます。そして、たとえ成人した子が自分自身の教育に関する決定を下すとしても、あなたは引き続き自分の子の生徒学業記録を見ることができます。

## 2.2 どのようなとき教育上の代理親は同意を与えるのか？

**34 CFR §300.519 (g))  
603 CMR 28.07 (7)**

生徒が社会福祉局（the Department of Social Services）の保護下にあるか、生徒の親または保護者が誰であるか不明であったり行方不明であったり、親権が停止されていたりするような場合、ESE は、生徒に代わって特殊教育に関する決定をしてもらうために対立する利害関係を持たない成人を確保する責任があります。この人は教育上の代理親と呼ばれます。ESE はその生徒のため

に教育上の代理親を指名する必要があるかどうか決定します。指名された場合、教育上の代理親は実親が生徒の特殊教育に関して持つのと同じ権利と責任を持ちます。

### 3. 独自教育評価とは何か？

34 CFR §300.502 AND  
603 CMR 28.04(5)

独自教育評価は資格を持ち、しかもあなたのお子さんの教育に責任のある学校区に雇用されていない試験者によって行われる評価です。

あなたが学校区の評価に同意できない場合、あなたには公費によるお子さんの IEE を要請する権利があります。あなたが IEE を要請した場合、学校区はあなたがどこで IEE を受けることができるか、また IEE に適用される州からの必要事項は何かについてあなたに知らせなければなりません。

#### 3.1 どのようなとき独自教育評価は公費で実施されるのか？

マサチューセッツ州では州法に基づき、もしあなたの収入が基準に合えば全額または一部公費負担で IEE を受けることができます。スクールランチが無料または一部負担となっている生徒は公費で IEE を受けることができます。他の生徒は収入による料金表により一部自己負担で IEE を受けることができます。収入に関する情報を学校区に提供するかどうかはまったくあなたの側の判断によります。もしあなたがそのような情報を提供すれば、学校区はただちに書面であなたに全額または一部公費負担で IEE が受けられるのかどうか知らせなければなりません。そして、収入資格に応じた IEE の予算措置を進めなければなりません。収入に応じて公費で IEE を受けられる権利は、学校区があなたが同意できない評価を下した日から 16 ヶ月間有効です。

あなたの収入が基準より多い場合、あるいはあなたが収入に関する情報を提供しないことを選んだ場合、学校区はあなたの公費による IEE 要請を連邦法に従って考慮しなくてはなりません。学校区は 5 日間以内に公費での IEE 提供に同意するか、または特殊教育上訴局 (BSEA) での聴聞会を要請し学校区によって行われた評価があらゆる面を包含した適切なものであったことを示さなければなりません。IEE に関する詳細は ESE Administrative Advisories (マサチューセッツ州初等中等教育局行政諮問書) 2004-1 と 2001-3 にあり、あなたの地元学校区で入手できます。または ESE のウェブサイト <http://www.doe.mass.edu/sped/advisories/?section=admin> でも入手可能です。

学校区が評価を1回行うにつき、公費で IEE を受けられるのは1回のみです。費用自己負担の独自評価はいつでも受けることができます。

#### 3.2 独自評価の結果は10日間以内に学校区によって検討されなければなりません

あなたがお子さんの IEE を公費で受けた場合、または自己負担で受けたお子さんの評価をあなたが学校区に知らせた場合、学校区は評価に関する情報を受け取ってから 10 登校日以内にチームミーティングを召集しなければなりません。チームは評価結果を検討し、お子さんの IEP に変更が必要であればどんな変更がなされるべきか決定します。

#### 4. どんなときに子供の生徒学業記録を見ることができるのか？

34 CFR 300.611 AND  
603 CMR 23.00

生徒学業記録は学業成績証明書と成績記録からなり、健康の記録やテスト結果、評価、懲罰記録、生徒の特殊教育の有資格性やプログラムに関することを含むその他の記録が含まれます。

あなたとあなたのお子さん（子供が 14 歳以上の場合）は要請してから 10 日以内、またはいかなる IEP ミーティングや法的手続きによる聴聞会<sup>1</sup>の前に生徒記録の全体または任意の部分を見ることができる権利を持っています。あなたはまた要求すれば妥当な料金で記録のコピーを得ることもできます。

さらに、あなたは専門的な資格を持った学校職員と会って記録について説明してもらうこともできます。また、あなたが書面ではっきりと同意を表明すれば、あなたの代理人（代弁者、コンサルタント、弁護士など）に生徒学業記録を調査、検討、解釈してもらうこともできます。すべての生徒学業記録に関する権利はマサチューセッツ州生徒学業記録規則（the Massachusetts Student Record Regulations）603C.M.R.23.00 に書かれています。それらの規則は<http://www.doe.mass.edu/lawsregs/603cmr23.html> で入手するか、または学校区やESEに規則集のコピーを請求して得ることもできます。

一般的には、親、有資格の生徒、権限を持った学校職員と州と連邦政府の教育関係公務員のみが親または成人生徒の明解な書面による同意なしに生徒学業記録を見ることができます。学校区は裁判所の命令により、または健康や安全のために、または法が強制する事柄により州または連邦政府当局へ情報の一部を提供することがあるかもしれません。これらの、また他の学業記録に関する情報は<http://www.doe.mass.edu/lawsregs/advisory/cmr23qanda.html>で得ることができます。

#### 5. 親と学校は意見の相違をどのようにして解決するのか？

34 CFR 300.151, 300.506 -300.518 AND  
603 CMR 28.08

州と合衆国の特殊教育法は障害を持つ子の親に、子供の教育プランに参加できるよう多くの機会を提供しています。親と学校区が障害を持つ子の状況認定や評価、プレースメントあるいはFAPEサービスに関して意見が合わないとき、法は意見の不一致を解決するためのさまざまな方法を提供しています。プレースメントやサービスに関して議論されている間、生徒はその時点でのプレースメントやサービスを引き続き受けます。ただし、あなたと学校区が別のやり方で合意している、または生徒のプレースメントが懲罰<sup>discipline</sup>として変更されている場合はこの限りではありません。

以下はあなたが学校区との意見の相違を解決する方法です。

##### 5.1 論争に地元の教育当局の注意を喚起する

論争を解決する第一歩として、あなたは学校長、特殊教育行政官（the Administrator of Special Education）または教育長に連絡を取るかもしれません。あなたが気にかけている状況について説明する手紙を書くのはいい方法です。

##### 5.2 ESEの問題解決プログラムを使う

<sup>1</sup> 学校区は生徒の学業記録へのアクセスを、差止め命令や生徒の情報にアクセスすることを制限する離婚法や親権法のような法的文書を受け取ったときのみ制限することができます。

学校区以外からの助けが必要と考えるのであれば、ESEの特殊教育プログラム保障サービス部 (Office of Program Quality Assurance Service, PQA) 電話番号 781-338-3700 に連絡し、州の「問題解説システム (Problem Resolution System)」を利用できます。それについては <http://www.doe.mass.edu/pqa/prs/> を参照してください。あなたは州や合衆国の教育法に関するどんな違反についてもPQAに告訴することができますし、あるいはPQAの職員から問題解決のための非公式な援助を得ることもできます。PQAによる正式な調査を希望する場合はあなたの不服を書面で提出しなければなりません。PQA職員が不服申し立ての準備や提出をお手伝いします。不服申し立て書には：あなたの懸念に関する記述、それを解決するためにあなたが試みたこと、解決のためには学校区がこうすればいいとあなたが思うこと、そして、あなたの署名と連絡先が書かれていなければなりません。あなたの不服がある特定の生徒に関するものである場合、あなたはその生徒の氏名と住所、学校名を明記しなければなりません。ただし、あなたが不服を申し立てる事柄はPQAがあなたの不服を受け取るより一年以内に起きたことでなければなりません。PQA問題解決システムに正式に告訴することに決めた場合、あなたは告訴の相手である学校区に訴状のコピーを送らなければなりません。PQAは 60 日以内にあなたの不服を解決し、あなたに事実認定と裁定のコピーを送ることになっています。

PQAに正式に告訴したからといって、あなたは地域の学校区と話し合ったり、仲裁を受けたり、紛争を解決するための特殊教育上訴局での法的手続きによる聴聞会 [due process hearing](#)<sup>2</sup> (下記参照) のような他の方法が使えなくなるわけではありません。しかしながら、あなたが聴聞会を要請した場合、問題解決システムを通じて行った告訴は法的手続きによる聴聞会が終わるまで保留されます。

### **5.3 ASK FOR A NEUTRAL MEDIATOR TO BE APPOINTED. 中立の仲裁者を指定してくれるよう依頼する**

仲裁 [Mediation](#)<sup>3</sup> は特殊教育に関する法や交渉術について訓練を受けた中立の立場にある人によって提供されるサービスです。たとえ不服がPQAの問題解決システムを通して訴えられていたとしても、仲裁は親と学校区が特殊教育についての意見が合わないときはいつでも行われます。仲裁者は親と学校区が意見の合わない点について話し合うのを助け、両者が受け入れることのできる決着へもって行きます。仲裁の際に話されたことは非公開とされ、どちらの側で言われたことも後に、議論が正式の聴聞会の議題となっても、裁判になっても、それに利用されることはありません。一度合意に達すればそれが書類にされ、両者が署名し、裁判書によって実行が守らせられます。

仲裁は BSEA 電話番号 781-338-6443 に連絡を取ることで開始されます。仲裁者は仲裁の要請があつてから 30 日以内にあなたと学校区とのミーティングを予定します。ミーティングは都合のよい時と場所で行われます。参加は自由意志によります。したがって、学校区と親の両者が仲裁への参加に同意しなければなりません。仲裁サービスは無料です。

仲裁がどのように機能するかについての詳しい説明はBSEA電話番号 781-338-6400 で得られます。またその出版物「仲裁についてよくあるご質問」 ["Frequently Asked Questions about Mediation"](#)<sup>4</sup> や「仲裁についての説明」 ["Explanation of Mediation"](#)<sup>5</sup> にも書いてあります。

<sup>2</sup> 問題解説システムが不服を解決するのと法的手続きによる聴聞会で解決するのとの違いについては <http://www.doe.mass.edu/sped.docs.html> をご覧ください。

<sup>3</sup> 仲裁についての説明はESEのウェブサイト <http://www.doe.mass.edu/bsea/mediation.html> をご覧ください。

<sup>4</sup> <http://www.doe.mass.edu/bsea/mediation.html?section=faq>

<sup>5</sup> [http://www.doe.mass.edu/bsea/forms/m\\_brochure.doc](http://www.doe.mass.edu/bsea/forms/m_brochure.doc)

## 5.4 法的手続きによる聴聞会の要請と和解会議への参加

あなたと学校区が意見の一致に到達できない場合、中立で偏向のない官吏に両者の言い分を聞いてもらい、証言を聞いてもらい、証拠を調べてもらい、決定を下してもらうことができます。この聴聞会は BSEA によって招集され、法的手続きによる聴聞会（**due process hearing**）と呼ばれます。BSEA 聴聞官は特殊教育法について訓練を受けており、あなたや紛争に関わる誰ともいかなる個人的あるいは専門的關係を持ってはいけません。

法的手続きによる聴聞会は次のようなことについて検討します；特殊教育を受ける資格；評価；個別教育プログラム IEP；プレースメントに関する決定；障害を持つ生徒のための州法および連邦法に組み込まれた手続き上の保護措置。あなたはあなたの不服のもととなっている出来事についてあなたが知った、または知るべきだった<sup>6</sup>時から 2 年以内に聴聞会を申請しなければなりません。この期間もしあなたが学校区があなたが不服としている事柄が解決されたと偽って説明したために聴聞会の申請が妨げられたと証明できる場合、あるいは学校区がある必要な情報をあなたから隠していた場合には延長されます。

あなたも学校区もどちらも相手側と共に法的手続きによる聴聞会要請書 **due process hearing request**<sup>7</sup> を提出し、相手側と BSEA に訴状のコピーを送り、聴聞会を開くことができます。BSEA は聴聞会申請書 **hearing request form**<sup>8</sup> 用紙を作りました。この用紙を使わずにあなた自身で申請書を書くこともできますが、次の事項を必ず書いてください；生徒氏名、住所（生徒がホームレスである場合は連絡先）；生徒の学校名；問題に関連した具体的事実を含めたあなたが問題としている事柄の説明；そして、問題解決のための提案。聴聞会は告訴で特定された事柄についてのみ検討されることに注意してください。

あなたは聴聞会申請書を学校区に（あるいは告訴の相手側に）送り、BSEA にはコピーを送らなければなりません。聴聞会の訴状が十分な情報を提供しない場合には、相手側は 15 日以内にその有効性について異議申し立てをすることができます。BSEA は異議申し立てから 5 日間以内に訴状が有効であるかどうか判断します。もし相手側が同意するか、または聴聞官が許可すれば訴状に情報を追加することができます。しかしながら、あとで追加事項が訴状に加えられた場合、聴聞会の予定は初めからやり直しとなります。

告訴の有効性について異議申し立てがなされない場合は聴聞会の手続きが進められます。学校区があなたが訴えている事柄についての事前通知書 **prior written notice** をすでにあなたに送っていない場合は、学校区はあなたの法的手続きによる聴聞会申請書を受け取ってから 10 カレンダー日以内にあなたの告訴へ書面で応答しなければなりません。

**注意：**学校区が法的手続きによる聴聞会を申請した場合、親は聴聞会申請書を受け取ってから 10 カレンダー日以内に応答しなければなりません。そして、学校区が取り上げた事柄に特別な取り組みをしなければなりません。

<sup>6</sup> 「または知るべきだった」という字句は、あなたには子供のプログラムについて知る責任があるということを示唆しています。

<sup>7</sup> 法的手続きによる聴聞会申請については次のサイトを参照してください：  
<http://www.doe.mass.edu/bsea/process.html?section=1>

<sup>8</sup> <http://www.doe.mass.edu/bsea/forms/hearing.doc>



あなたが法的手続きによる聴聞会申請をした後、聴聞会が開かれる前に紛争を解決するため学校区には30日間があたえられます<sup>9</sup>。

学校区はあなたの聴聞会申請書を受け取ってから 15 日以内に和解のためのミーティングを設定しなければなりません<sup>10</sup>。学校区はあなたと共にIEPチームの誰がそのミーティングに参加すべきか決定します。あなたのお子さんのプログラムについて決定を下すことのできる人が学校区側から参加していなければなりません。学校区の弁護士はあなたがミーティングに弁護士を伴っているのではありません。

あなたと学校区が共に書面でミーティングを持たないことに同意したのであれば、またはあなたと学校区が仲裁措置 [mediation process](#) を使うことに同意したのであれば、あなたは和解のためのミーティングに参加しなければなりません。学校区があなたを和解のためのミーティングの席に座らせられない場合には、学校区は聴聞官にあなたの告訴を却下するよう要求することができます。

あなたに出席の意思があるにも関わらず、学校区が和解のためのミーティングを聴聞会申請通知を受け取ってから16日以上にわたって拒否したり遅延したりした場合、あなたは聴聞官に聴聞会の手続きを進めるよう要求することができます。ミーティングは持ったけれども、学校区があなたの告訴から30日以内にあなたの満足のいくように訴えたことを解決できなかった場合、法的手続きによる聴聞会が開かれます。

和解措置は次にうちのひとつがなされたとき終了します：

- あなたと学校区が和解期間を終わらせることに書面をもって同意したとき；
- 30日間の和解期間が終わったとき；
- 仲裁が終わったとき；あるいは
- あなたと学校区の当局者があなたの苦情解決について詳細に書かれた文書に署名したとき。これは「和解」と呼ばれ、州または連邦裁判所によって実行が強制されます。あなたと学校区が和解のためのミーティングにより合意に達した場合、あなた、もしくは学校区は合意書にサインしてから3ビジネス日以内に合意を取り消すことができることに注意してください。

## 5.5 法的手続きによる聴聞会の中に公平な聴聞官にあなたの証拠を示すこと

---

あなたが法的手続きによる告訴をしたとき、BSEA は聴聞会の日を設定し、聴聞官を指名し、あなたに聴聞会措置に関する詳しい情報とあなたが依頼できる無料または低料金の弁護士や代弁者のリストを送ります。

法的手続きによる聴聞会の中にあなたと学校区はそれぞれ BSEA からの中立の立場の係官に証拠を示し、目撃者の証言を与えます。懲罰措置に関する聴聞会を含め、いずれの聴聞会でもあなたは次のようなことができます：

- 弁護士または代弁者を伴い、助言を受け、陳述してもらう；
- 聴聞会にあなたの子を同席させる；
- 聴聞会を公開する；
- 文書やレポートのような証拠を示す；

<sup>9</sup> あなたと学校区が仲裁に同意した場合、30日以降も仲裁を続けることに同意できます。

<sup>10</sup> 学校区が法的手続きによる聴聞会を申請したときは和解会議は不要です。

- 要請、または召喚状によって証人を聴聞会に呼び質問に答えさせる；
- 聴聞会で使われるいかなる証拠も少なくとも5ビジネス日以前に見る、そして聴聞官にあなたが見ていないいかなる証拠も除外するよう要求する；
- 聴聞会での事実認定と裁定の記録を文書で、あるいはあなたの希望で電子的記録あるいは逐語的記録を無料で入手する。文書で聴聞会の記録を得るには書面でその旨を要求しなくてはなりません。

法的手続きによる聴聞会についてのより詳しい情報はBSEA（電話：781-338-6400）かまたはBSEAのウェブサイト<http://www.doe.mass.edu/bsea/process>で得ることができます。

聴聞会はマサチューセッツ州法（Massachusetts Administrative Procedure Act<sup>11</sup>）とBSEAの聴聞会規則[Hearing Rules](http://www.doe.mass.edu/bsea/forms/hearing_rules.doc)<sup>12</sup>に基づいて行われます。聴聞官はどちらかの側からの要請により期間の延長を聞き入れたのでない限り、上記に述べられた解決期間の終わりから 45 日以内に最終裁定を出さなくてはなりません。聴聞官は裁定のコピーをあなたと学校区に送ります。親と

あなたのお子さんが FAPE を提供されていたかどうかについての聴聞官の裁定は、あなたのお子さんの特殊教育に関する権利が侵害されていたという事実認定に基づくか、または学校区が特殊教育法や規則の下にあるあなたのお子さんに対する他の義務を十分に果たしていなかったとの決定に基づかなければなりません。あなたが特殊教育のやり方（きちんとチームミーティングがもたれないとか、記録の保存がずさんであるとか、予定が守られないなど）の違反に対して訴えている場合、聴聞官はあなたのお子さんが FAPE を受けていなかったと認定するかもしれません。それは手続きを守らなかったために次のようなことが起きた場合に限ります：

- FAPEに対するお子さんの権利が侵害された；
- お子さんの教育に関する決定に参加するためのあなたの能力が著しい干渉を受けた；または
- あなたのお子さんから教育的利益が奪われた。

聴聞官の裁定は最終の機関決定でありBSEAによって再考されることもESEによって変更されることもありません。聴聞会の裁定は公けのもの<sup>13</sup>であり、BSEAのウェブサイト<http://www.doe.mass.edu/bsea/decisions.html>で入手できます。

## 5.6 聴聞会の裁定を不服として州または連邦裁判所へ上訴する

親または学校区のどちらかが聴聞官の裁定に不服である場合、両者は州または連邦裁判所にその裁定の再審理を求めることができます。そのような再審理の請求は裁定が下りてから 90 日以内になされなければなりません。

## 5.7 弁護費用

34 CFR §300.517

それぞれの側は自分の弁護費用をそれぞれ払う責任があります。ただし、裁判所がそれとは違う支払い法を決めたときはこの限りではありません。聴聞会の裁定または法の手続きのもとであなたの言い分が通った場合、裁判所<sup>14</sup>は学校区があなたの弁護費用を妥当な額支払うよう決定す

<sup>11</sup> M.G.L. c.30A

<sup>12</sup> [http://www.doe.mass.edu/bsea/forms/hearing\\_rules.doc](http://www.doe.mass.edu/bsea/forms/hearing_rules.doc)

<sup>13</sup> 聴聞官の裁定は生徒がすぐに特定できないよう情報を改定された上で公開されます。

<sup>14</sup> BSEAの聴聞官は弁護費用を受け取ることはできません。

ることがあります。しかしながら、次のような場合、あなたは法廷で係争したために要した時間に対し賠償を得ることはできません。学校区が和解案を提出した後、：

- 学校区が和解案を聴聞会の 10 日以上前に書面で提出した場合、
- あなたが和解案を 10 日以内に受け入れなかった場合、そして、
- 聴聞会の結果が和解案よりも上策でなかったとき。

もしあなたの弁護士が、告訴が事実に基づいていない、または不合理である、または不真面目なものである、または不適切な目的のためになされたものであることを知った後にもなお訴えを起こした、あるいは法廷での係争を続けた場合、裁判所はあなた、あるいは弁護士に対し、学校区または州の裁判費用を払うよう命令することがあります。

## 6. 子供を私立の学校に入れ、その学費は学校区が弁済すべきだと思いつき、あなたの責任は？

**34 CFR §300.148**

公立の学校では子供に FAPE を与えられないと考え、親が子供を私立の学校に入れる場合が時々あります。親は自分で費用を払えばいつでも自分の子を私立の学校へ入れることができます。しかしながら、もし親が、私立学校にかかる子供の教育費用は公立学校の責任であると考え、親は学校区に、子供の IEP とプログラムに反対であることを知らせ、IEP を拒否し、学校区に子供を除籍し私立の学校へ入れるつもりであることを伝え、そして、BSEA による聴聞会を要請しなくてはなりません。親は、除籍前の最後のチームミーティングにおいて口頭で、または学校をやめる少なくとも 10 ビジネス日以前に書面で公立学校からの生徒の除籍を学校区に知らせなければなりません。

学校区がその生徒に利用可能な FAPE を提供していた場合、私立学校での学費を学校区が支払う必要はありません。生徒のプログラムが FAPE を提供しているかどうか、また私立のプログラムの費用を弁済することについての親と学校区との意見の違いはこの文書の前の部分に書かれている法的手続きによる方法で解決することができます。聴聞官は学校区があなたのお子さんに利用可能な FSPE を提供しているかどうか裁定します。もし聴聞官が、学校区はあなたのお子さんに FAPE を提供していない、しかもあなたは上記の各項を実行しており、なおかつ私立学校への転入学が適切であると認定した場合、お子さんの除籍をめぐるあらゆる状況を勘案した後に、聴聞官は学校区へ私立学校の費用の一部または全部をあなたに弁済するよう命ずることができます。

## 7. お子さんのハイスクール卒業後のことについてどんなことをしなければならないか？

あなたのお子さんの中等教育後の進路についての計画はお子さんが 15 歳になったときに始められ、それ以降は毎年検討されなければなりません。学校区はお子さんの移行に際してのニーズをあなたや本人と話し合わなくてはなりません。そして、通常のハイスクールの卒業証書を得た後のまたは 22 歳に達した後のお子さんの目標について考えなくてはなりません。学校区はこの毎年の話し合いの記録として移行計画書 [Transition Planning Form](#)<sup>15</sup> を使います。あなたのお子さんの IEP はお子さんの障害に対する適切なテストや移行に伴うニーズに基づいた中等教育後の達成度を測ることのできる目標や目的、サービスを含んでいなければなりません。

通常のハイスクール卒業証書を伴う卒業はプレースメントの変更であり、特殊教育に関する生徒の資格は終了します。学校区はあなたのお子さんが通常のハイスクール卒業証書を受け取れるかどうか、またはいつ受け取れるのかをあなたに知らせなければなりません。この話し合いは生徒の卒業より一年以内前のチームミーティングでなされなくてはなりません。

<sup>15</sup> <http://www.doe.mass.edu/sped/28MR/28m9.doc>

公立学校は生徒たちに安全な教育環境を保証するための手続きと基準を持っていなければなりません。学校には生徒たちがどのように行動することが期待されているのか知るために行動規則を公開することが望まれており、ハイスクールにはそのことが義務付けられています。生徒が不正を働いたり学校の行動規則に違反したりした場合、学校は生徒に懲罰を与えることがあります。懲罰は公平かつ公正でなくてはなりません。

一般に、生徒は短期間、つまり 10 日を越えない期間、懲罰を理由として停学になったり出席停止になったりすることがあります。いかなる場合も出席停止や停学の前に生徒は何をしたから罰を受けるのか告げられなければなりません。そして、自分の言い分を主張する機会が与えられなくてはなりません。短期間の出席停止の間、障害のない生徒に教育が与えられるのでない限り、障害を持つ生徒に教育を与える義務はありません。障害を持つ生徒が積算して同一学校年度内に 11 日間以上学校のプレースメントから除かれた場合、その生徒は、その生徒が一般の教育カリキュラムに参加し続けられるような、また IEP で設定された目標に向けた歩みを続けられるような教育サービスを受けなくてはなりません。学校管理者は生徒担当教師の少なくともひとりと相談し、どんなサービスが必要か決めなくてはなりません。このようなサービスは同一学校年度内の出席停止 11 日目から始められ、出席停止期間中続けられなければなりません。

学校は、特殊教育を受ける資格があると認定された障害を持つ生徒に対しては特別な懲罰規則に従わなくてはなりません<sup>16</sup>。これらの懲罰規則の運用について詳細に書かれたチャートが ESE のウェブサイト<sup>17</sup>にあります。これらの特別な懲罰規則は生徒がその時点の教育プレースメント<sup>18</sup>から連続して 11 日間以上除外されたら、または生徒がある学校年度内に通算して 11 日間以上懲罰のための出席停止を受け、同様の行為による出席停止のパターンがあるとき、ただちに適用されます。学校はあなたの子供がその教育プレースメントから 11 日以上除外される決定がなされればただちにあなたに知らせ、このお知らせのコピーを渡さなければなりません。

生徒の IEP チームは懲罰を科する学校の決定から 10 日以内にミーティングを持たなければなりません。「症候認定」と呼ばれるこのミーティングで、あなたと他の IEP チームメンバーは望ましくない行為が生徒の障害が原因であるのか、あるいは障害と直接的な関係があるのか、あるいはまた生徒の IEP で要求されたサービスを学校が提供できなかったための直接的な結果なのか決定します。症候認定をするにあたって、あなたと他の IEP チームメンバーは IEP を含む生徒のファイルや生徒の行動についてのあなたや教師の観察、さらにあなたが提供できるあらゆる関連情報を考慮しなければなりません。

生徒の問題行動はその障害によって引き起こされたものではないし、また障害や IEP が正しく履行されていないこととも直接的な関係はないとチームが認定した場合、障害を持つ生徒は他の生徒が同じ違反をしたときに受けるのと同じ罰を同じ期間だけ受けることがあります。しかしながら、IEP チームは一時的な代替教育環境 (IAES) を決めなければなりません。それはその生徒が配置され教育サービスが

<sup>16</sup> 特殊教育懲罰規則はまた特殊教育を受ける資格があるとまだ認定されていない生徒にも適用されることがあります。それは問題となっている行動を生徒が起こす前に、次のようなことがあった場合です：親がその生徒が障害を持っているのではないかという懸念を書面で監督者、管理者または生徒の教師に示していた場合；教師または他のスタッフが生徒の行動パターンに関する懸念を、直接、特殊教育ディレクターに表明していたとき；またはその生徒が評価を受けておりそれが完了していなかったとき。これらの特殊教育懲罰規則は親が評価に同意を与えるのを拒否しているときや、生徒が特殊教育を受ける資格がないと問題行動以前に判定されていたときには適用されません。

<sup>17</sup> [http://www.doe.mass.edu/sped/IDEA2004/spr\\_meetings/disc\\_chart.doc](http://www.doe.mass.edu/sped/IDEA2004/spr_meetings/disc_chart.doc)

<sup>18</sup> プレースメントは IEP チームによって決定され、どこで IEP サービスが提供されるかも IEP チームで決められます。

受けられる場です。IAESはその生徒がIEPに沿った教育的サービスを受け続けることができなくなったその時点のプレースメントとは違う環境です。学校職員はプレースメントの変更が障害を持つその生徒に適切であるかどうか判断する際、生徒の特殊な状況を考慮しなければなりません。

チームが生徒の行動がその障害によって引き起こされたものである、または障害やIEPが正しく履行されていないことに直接的な関係があると認定した場合、生徒は、あなたとIEPチームが他のプレースメントを決定しない限り、直近に承認されたプレースメントに戻ります。生徒にはまた機能的行動アセスメントが与えられなければなりません。機能的行動アセスメント（FBA）は総合的な行動に関するアセスメントで、それによりIEPチームは生徒の行動に関する情報を得ることができ、どんな行動介入サービスが必要か決めることができ、問題行動が再びなされないためにどのようにプログラムの修正をしたらいいか決めることができます。すでに生徒が機能的行動アセスメントを受けており、行動介入プランを持っている場合、IEPチームは行動介入プランに変更が必要かどうか決定します。もし問題行動がIEPが正しく実施されていないために引き起こされたのであれば、学校はただちに不備を修正しなくてはなりません。

もし障害を持つ生徒が武器や不法薬物を調製したり使用したりした場合、あるいは学校敷地内でもまたは学校行事中に他の人に重大な肉体的損傷を与えた場合、学校長はその行為が生徒の障害の症状であるかどうか決定することなしにその生徒を45日以内の期間IAESに措置することができます。IEPチームはIAESと生徒がIAESに措置されている間提供されることになる教育的サービスを決定します。

## 8.1 懲罰に関する決定に対する不服申し立て

---

親が懲罰規定に基づいた子供のプレースメントに関する決定や症候認定に同意できないとき、または学校区が生徒の現行のプレースメントは生徒自身あるいは他の生徒の身に危害を加える可能性が非常に高いと考えるとき、親または学校区は、この文書で前述したように、BSEAに聴聞会を申請 [requesting a hearing](#) し、決定に対する不服を申し立てることができます。

BSEAは懲罰プレースメントや症候認定についての聴聞会を迅速なスケジュール<sup>19</sup>で招集します。懲罰プレースメントや症候認定についての不服申し立て中、生徒は聴聞官が裁定を下すまで、または懲罰期間が終了するまでIAESにとどまっていなければなりません。ただし、親と学校区が異なるプレースメントに同意している場合はこの限りではありません。

## 9. 法律や規則その他の有用な情報の所在は？

---

### 9.1 法律と規則

---

州の特殊教育法全文はマサチューセッツ州一般法Massachusetts General Law Chapter 71Bで見つけることができます。州法はよく「第766章（Chapter 766）」と呼ばれます。州の特殊教育規則はマサチューセッツ州規則集the Code of Massachusetts Regulations (CMR) at 603 CMR 28.00で見つけることができます。法律、規則その他の有用なリソースはESEのウェブサイト<sup>20</sup>にあります。

<sup>19</sup> BSEA 聴聞会規則 II.C.迅速な聴聞会（BSEA Hearing Rule II.C. Expedited Hearing）を参照してください：. [http://www.doe.mass.edu/bsea/forms/hearing\\_rules.doc](http://www.doe.mass.edu/bsea/forms/hearing_rules.doc) p.6.

<sup>20</sup> <http://www.doe.mass.edu/sped/laws.html>

特殊教育についての連邦法は「IDEA」の名で知られる障害者教育法（the Individuals with Disabilities Education Act）です。連邦法はthe United States Code at 20 U.S.C. § 1400にあります。IDEAの施行規則はthe Code of Federal Regulations (CFR)Chapter 34, Section 300で見つけられるでしょう。連邦法、規則ならびに説明は連邦教育省（U.S. Department of Education）のウェブサイト<http://idea.ed.gov/>にあります。

## 9.2 個別教育プログラムの説明と種々の用紙

---

特殊教育がどのように進められるのかについての一般的な概略（USDOEによって作成されたIEPガイド抜粋）は<http://www.doe.mass.edu/sped/iep>で見つけることができます。

IEPがどのように作られていくかについてのESEの説明に関してはIEPプロセス案内（IEP Process Guide）を参考にしてください。また標準的なIEPの用紙はESEのウェブサイト<http://www.doe.mass.edu/sped/iep>で入手することができます。

## 9.3 TABLE OF ABBREVIATIONS略号表

---

多くのよく使われる特殊教育用語はその頭文字をつなげて作った略号になっています。このお知らせで使われている略号と元の名称を便宜のために下記にリストしました：

BSEA:	Bureau of Special Education Appeals（特殊教育上訴局）
CFR:	Code of Federal Regulations（連邦規則集）
CMR:	Code of Massachusetts Regulations（マサチューセッツ規則集）
ESE:	Massachusetts Department of Elementary and Secondary Education（マサチューセッツ州初等中等教育局）
FAPE:	Free Appropriate Public Education（無料かつ適切な公教育）
FBA:	Functional Behavioral Assessment（機能的行動アセスメント）
IAES:	Interim Alternative Educational Setting（一時的な代替教育環境）
IDEA:	Individuals with Disabilities Education Act（障害者教育法）
IEE:	Independent Educational Evaluation（独自教育評価）
IEP:	Individualized Education Program（個別教育プログラム）
PQA:	Program Quality Assurance Services（プログラムの質を保証するサービス）

## 9.3 関連ウェブサイト

---

特殊教育上訴局（Bureau of Special Education Appeals）：

<http://www.doe.mass.edu/bsea/decisions.html>  
[http://www.doe.mass.edu/bsea/forms/hearing\\_rules.doc](http://www.doe.mass.edu/bsea/forms/hearing_rules.doc)  
<http://www.doe.mass.edu/bsea/forms/hearing.doc>  
<http://www.doe.mass.edu/bsea/mediation.html>  
[http://www.doe.mass.edu/bsea/forms/m\\_brochure.doc](http://www.doe.mass.edu/bsea/forms/m_brochure.doc)  
<http://www.doe.mass.edu/bsea/mediation.html?section=faq>  
<http://www.doe.mass.edu/bsea/process.html>

懲罰（Discipline）：[http://www.doe.mass.edu/sped/IDEA2004/spr\\_meetings/disc\\_chart.doc](http://www.doe.mass.edu/sped/IDEA2004/spr_meetings/disc_chart.doc)

障害者教育法（Individuals with Disabilities Act）：<http://idea.ed.gov/>

個別教育プログラム（Individualized Education Program）：<http://www.doe.mass.edu/sped/iep>

独自教育評価 (Independent Educational Evaluation) :  
<http://www.doe.mass.edu/sped/advisories/?section=admin>  
手続き上の保護措置に関する親御さんへのお知らせ (Parent's Notice of Procedural Safeguards) :  
<http://www.doe.mass.edu/sped/prb>.  
PQA による問題解決システムと BSEA の法的手続きによる訴えとの比較 (PQA Problem Resolutions System compared to BSEA Due Process Complaint) :  
<http://www.doe.mass.edu/sped.docs.html>  
PQA問題解決システム (Program Quality Assurance Services Problem Resolution System) :  
<http://www.doe.mass.edu/pqa/prs>  
特殊教育法と規則 (Special Education Laws and Regulations) :  
<http://www.doe.mass.edu/sped/laws.html>  
特殊教育進路計画書 (Special Education Transition Planning Form) :  
<http://www.doe.mass.edu/sped/28MR/28m9.doc>  
生徒学業記録規則 (Student Records Regulations) :  
<http://www.doe.mass.edu/lawsregs/603cmr23.html>  
生徒学業記録に関する質問と答え (Student Records Questions and Answers) :  
<http://www.doe.mass.edu/lawsregs/advisory/cmr23qanda.html?section>.

この文書は教育局 (the Department of Education) によって日本語に翻訳されたものではありません。法的に有効な文書は英語で与えられています。